

■利用者負担額（保育料）

1. 利用者負担額（保育料）の決定のながれ

（1）利用者負担額（保育料）の算定基準

毎月の利用者負担額（保育料）階層は4月と9月に決定することとし、お子さんのクラス年齢と世帯の市民税所得割額の合計額に基づき算定されます。

利用者負担額（保育料）については、1号認定は無償化のため0円、2号・3号認定はP.26をご覧ください。ただし、3～5歳児は給食費（主食費・副食費）がかかります。

4月～8月	9月～翌3月
前年度の世帯の市民税所得割額の合計額	当該年度の世帯の市民税所得割額の合計額

（2）利用者負担額（保育料）算定及び副食費免除判定のための提出書類

利用者負担額（保育料）等の算定のためには、算定対象となる保護者全員分の市民税・所得割額が必要となります。下記のア～ウの該当事由により、それぞれ必要書類の提出をお願いいたします。

利用者負担額（保育料）の算定に必要な書類の提出がない場合は、利用者負担額（保育料）は最高階層とみなして決定します。また、副食費免除判定ができないことがあります。

上記の最高階層で決定されるまでに算定書類の提出があれば、当年度内分（4月～翌3月分）に限り遡って利用者負担額（保育料）を再算定します。

ア 前年*の1月1日に豊中市に住民票のある保護者の場合（＊9月以降の算定の場合は当年の1月1日）

①保護者全員の所得の申告がある場合

- ・算定基準年度の1月1日に豊中市に住民票がある保護者については、市民税の情報を閲覧し利用者負担額（保育料）を決定するため、提出書類は不要です。

②所得が未申告の保護者がいる場合

- ・所得が未申告の場合で、配偶者の扶養になっている場合は、配偶者の市民税・所得割額により利用者負担額（保育料）を決定するため、提出書類は不要です。
- ・所得が未申告の場合で、配偶者の扶養になっていない場合は、利用者負担額（保育料）が未決定となります。豊中市市民税課へ所得の申告をお願いいたします。

イ 市外からの転入の保護者の場合

前年*の1月1日に豊中市以外の市区町村に住民票のある保護者（＊9月以降の算定の場合は当年の1月1日）については、電子申込で下記の書類を添付してください。

必要書類
☐ 保護者全員分の前年度分*の住民税課税証明書（豊中市以外の住民票があった市区町村の発行で、全部事項記載があるもの）。配偶者の扶養となっている保護者については提出不要です。 ＊9月以降の保育料算定には当年度分の住民税課税証明書が必要

ウ 国外からの転入の保護者の場合

前年*の1月1日以前に日本国外に居住していた保護者（＊9月以降の算定の場合は当年の1月1日）については、電子申込で下記の書類を添付してください。

必要書類
☐ 前々年1月～12月の世帯の全収入がわかるもの（日本語、または日本語訳があるもの） 例）給与明細書・給与証明書・現地での確定申告書の控え ＊9月以降の保育料算定には前年1月～12月の世帯の全収入がわかるもの（日本語または日本語訳があるもの） 例）給与明細書・給与証明書・現地での確定申告書の控え

【利用者負担額（保育料）について】

2. 利用者負担額（保育料）の軽減【0～2 歳児】について

（1）利用者負担額（保育料）軽減の内容および電子申込に必要な書類

ア 多子世帯軽減・・・第2子以降の利用者負担額（保育料）を無料とします。

必要書類
兄弟が別居している場合に必要（児童と同一世帯の場合は自動的に適用されます） ☐ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）など

イ ひとり親世帯軽減・・・ひとり親世帯の場合、第1子を半額、第2子以降を無料とします。

必要書類
☐ ひとり親世帯を証明する書類（ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書、児童扶養手当支給停止通知書、保護者の戸籍謄本など）

ウ 在宅障害者（児）世帯軽減・・・在宅障害者（児）世帯の場合、第1子を半額、第2子以降を無料とします。

必要書類
☐ 該当者の障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当受給者証・障害年金証書

エ 生活保護世帯への軽減措置・・・生活保護世帯の場合は、無料とします。

必要書類
☐ 生活保護受給証明書（3ヶ月以内のもの）・休日夜間受診票

オ 災害・疾病等による利用者負担額（保育料）の軽減・・・災害、疾病、その他やむを得ない理由により著しく収入額に変更があり、利用者負担額（保育料）の支払いが困難と認められる場合に、利用者負担額（保育料）の軽減が受けられることがあります。詳しくは、子育て給付課までご相談ください。

（2）軽減の適用開始月について・・・（1）の軽減にかかる事由発生日と書類の提出日により下記のとおり適用します。

軽減の事由が発生した日	軽減にかかる各書類提出日	適用開始月
当月1日	当月5日まで	当月から
	翌月5日まで	翌月から
当月2日以降	翌月5日まで	翌月から
	翌々月5日まで	翌々月から

※ひとり親世帯の軽減についてはP.24「（2）家族構成の変更に伴う利用者負担額（保育料）の変更について」をご確認ください。

3. 副食費免除【3～5 歳児】について

（1）副食費免除の内容および電子申込に必要な書類・・・副食費については下記の場合に免除となります。

- ①【1号認定】市民税所得割額が77,100円以下である場合、または77,101円以上で小学校3年のきょうだいから数えて第3子以降の場合に免除となります。
- ②【2号認定のひとり親世帯・在宅障害者（児）世帯】市民税所得割額が77,100円以下である場合、または77,101円以上で小学校就学前のきょうだいから数えて第3子以降の場合に免除となります。
- ③【2号認定の一般世帯】市民税所得割額が57,700円未満である場合、または57,700円以上で小学校就学前のきょうだいから数えて第3子以降の場合に免除となります。
- ④子育て給付課において保護者の課税情報が確認できない場合は、最高層で決定し副食費免除を適用しません。
- ⑤【生活保護世帯（1号認定・2号認定）】免除となります。

必要書類
☐ 【ひとり親世帯の場合】ひとり親世帯を証明する書類のコピー（ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書、児童扶養手当支給停止通知書、保護者の戸籍謄本など） ☐ 【在宅障害者（児）世帯の場合】該当者の障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当受給者証・障害年金証書のコピー ☐ 【市民税の修正申告をした場合】変更後の市民税課税証明書 ☐ 【生活保護世帯の場合】生活保護受給証明書（3ヶ月以内のもの）・休日夜間受診票

（2）免除の適用開始月について・・・（1）の免除にかかる事由発生日と申込日により下記のとおり適用します。

免除の事由が発生した日	免除にかかる各申込期限	適用開始月
当月1日	当月5日まで	当月から
	翌月5日まで	翌月から
当月2日以降	翌月5日まで	翌月から
	翌々月5日まで	翌々月から

※年度途中で市民税の更正があった場合はP.24「（1）市民税の申告における利用者負担額（保育料）の変更について」に準じた適用開始月とします。

※ひとり親になった場合はP.24「（2）家族構成の変更に伴う利用者負担額（保育料）の変更について」に準じた適用開始月とします。

※生活保護が廃止された場合はP.24「（4）生活保護の廃止に伴う利用者負担額（保育料）の変更について」に準じた適用開始月とします。

4. 利用者負担額（保育料）の変更について

（１）市民税の申告における利用者負担額（保育料）の変更について

税の還付、修正申告、減免等により年度途中で市民税額の更正があった場合に利用者負担額（保育料）を算定しなおします。速やかに電子申込してください。

必要書類	適用開始月
☐ 変更後の市民税課税証明書	提出日の属する年度（４月～翌３月）に限り遡って適用。（前年度以前の変更は行いません。）

※ただし、未申告等により利用者負担額（保育料）が決定できずに最高階層で決定された場合は、算定必要書類（課税証明書・所得申告の控え等）を子育て給付課へ提出された後に利用者負担額（保育料）が変更となります。（当月５日までの提出で当月から変更、当月６日以降の提出で翌月からの変更となります。）

（２）家族構成の変更に伴う利用者負担額（保育料）の変更について

離婚によりひとり親となった場合*や、ひとり親世帯の保護者が婚姻した場合、または生計維持者の親族と同居となった場合は新たな算定対象者で利用者負担額（保育料）を算定しなおしますので電子申込してください。

*ひとり親になった場合の「ひとり親世帯軽減」については、P.23「2.（１）イ」を参照してください。

必要書類	適用開始月
☐ 変更の状況についての証明（コピー可） 例）離婚届受理証明・ひとり親家庭医療証	当該年度（４月～翌３月分）に限り、事由発生日の翌月に遡って適用（事由発生日が１日の場合は当月から適用）

（３）保育必要量（標準時間・短時間）変更に伴う利用者負担額（保育料）の変更について

P.19 の保育を必要とする事由の変更に伴い、必要となる保育必要量（標準時間・短時間）に変更があった場合、変更の事由が発生した日と各種添付書類により適用開始月は下記のとおりとなります。

変更事由ごとの必要書類はP.19 を参照してください。

変更の事由が発生した日	変更にかかる申込期限	適用開始月
当月１日	当月５日まで	当月から
	翌月５日まで	翌月から
当月２日以降	翌月５日まで	翌月から*
	翌々月５日まで	翌々月から*

*翌月から短時間から標準時間へ変更となる場合、当月は延長保育料が発生する場合があります。

例）５月９日より短時間勤務からフルタイムで勤務時間が変更となった場合、認定は５月が短時間、６月から標準時間となるため、送迎が短時間認定の基本保育時間を超える場合は、５月中は延長保育料が発生します。

（４）生活保護の廃止に伴う利用者負担額（保育料）の変更について

生活保護の廃止があった場合は利用者負担額（保育料）を算定しなおしますので電子申込してください。

*生活保護開始になった場合の「生活保護世帯軽減」については、P.23「2.（１）エ」を参照してください。

必要書類	適用開始月
☐ 生活保護受給廃止通知書	当該年度（４月～翌３月分）に限り、生活保護廃止日の翌月に遡って適用

5. 利用者負担額（保育料）等の納入について

（１）利用者負担額（保育料）等の納入方法について

利用者負担額（保育料）、延長保育料、主食費、副食費、デリバリー費の納入先は、利用される施設・事業により異なります。

利用する施設・事業者	保育料の納入方法	延長保育料、主食費、副食費、デリバリー費の納入方法
・認可保育所	- 口座振替にて豊中市へ納入 - 当月 26 日に振替（金融機関休業日の場合は翌営業日） 「豊中市利用者負担額（保育料）等口座振替利用書」を取扱金融機関窓口へ提出	施設の定める時期に施設の定める方法で、施設に納入
・公立認定こども園	- 口座振替にて豊中市へ納入 - 保育料、主食費、副食費、デリバリー費は当月 26 日、延長保育料は翌月 26 日に振替（金融機関休業日の場合は翌営業日） 「豊中市利用者負担額（保育料）等口座振替利用書」を取扱金融機関窓口へ提出	
- 私立認定こども園 - 地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育） - 家庭保育所 - ポピンスキップルーム	施設の定める時期に施設の定める方法で、施設に納入	

＜認可保育所・公立認定こども園の利用者負担額（保育料）等の納入について＞

- 振替開始までに 1 ヶ月程かかるので、口座振替開始月までは指定の納付書で納入していただきます。手続きについては「利用者負担額（保育料）等口座振替についてのご案内」（入所内定時に配布）をご覧ください。
- 特別な事情があり、口座振替ができない場合は、納付書（納付期限毎月 26 日。金融機関休業日の場合は翌営業日）での納入になります。

（２）保育料の滞納処分について

保育料は、施設を運営するための費用にあてられる大切なものです。納入期限内に保育料の納入がない場合は、督促を行います。納付が遅れた保育料には、延滞金の支払いが必要となる場合があります。その後も納入がない場合は、法令の規定により、勤務先への給与の支払い状況や預貯金等の財産調査を行い、差押え処分等を行うことがありますのでご注意ください。施設の健全な運営のために期限内の納付をお願いいたします。

（３）児童手当からの利用者負担額（保育料）等の徴収について

利用者負担額（保育料）等に滞納がある場合は、児童手当から滞納保育料等への充当を行うことができますので、子育て給付課までご連絡ください。

6. 利用者負担額（保育料）の還付について

以下の場合は、保育料の還付制度があります（欠席日数は、保育料支払月に対してであり、月をまたがっての日数ではありません）。

ただし、2号認定・3号認定のお子さんが特段の事情なく長期欠席が続く場合は、退所していただくことになります。ご注意ください。

還付請求の理由	還付金額
施設利用中のお子さんが疾病により、連続してひと月の間に 15 日以上保育を受けなかった場合（期間内の療養・入院等を証明する医師の診断書および利用施設の欠席届が必要）	半額還付
施設利用中のお子さんが疾病により、ひと月の間に全月保育を受けなかった場合（期間内の療養・入院等を証明する医師の診断書および利用施設の欠席届が必要）	全額還付

*未納保育料がある場合は、還付できないことがあります。

7. 利用者負担額（保育料）表

1号認定児童および3歳児～5歳児クラスに在籍の2号認定児童の利用者負担額（保育料）は、2019年10月以降幼児教育無償化に伴い、0円となっています。ただし、給食費（主食費・副食費）がかかります。0～2歳児クラスに在籍している児童が第2子以降の場合、利用者負担額（保育料）は無償です。（P.23「2.（1）ア」参照）

（1）2号・3号認定 利用者負担額（保育料）階層表【0歳児～2歳児クラス在籍児童】

（ア）一般世帯

階層	定義	保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業		家庭保育所		備考
		0歳児～2歳児		0歳児～1歳児		
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	
2	市民税非課税 (所得割非課税世帯を含む)	0	0	0	0	注意③を参照
3	市民税・所得割額 48,600円未満	10,700 (10,600)	0	8,100 (8,000)	0	注意③を参照
4	市民税・所得割額 97,000円未満	19,400 (19,100)	0	14,600 (14,400)	0	注意③を参照
5	市民税・所得割額 169,000円未満	34,000 (33,500)	0	25,500 (25,200)	0	注意③を参照
6	市民税・所得割額 301,000円未満	45,900 (45,200)	0	34,500 (33,900)	0	注意③を参照
7	市民税・所得割額 397,000円未満	57,700 (56,800)	0	43,300 (42,600)	0	注意③を参照
8	市民税・所得割額 397,000円以上	78,000 (76,700)	0	58,500 (57,600)	0	注意③を参照

（イ）ひとり親世帯・在宅障害児（者）世帯

階層	定義	保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業		家庭保育所	
		0歳児～2歳児		0歳児～1歳児	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	市民税非課税 (所得割非課税世帯を含む)	0	0	0	0
3	市民税・所得割額 48,600円未満	3,000 (3,000)	0	2,300 (2,300)	0
4A	市民税・所得割額 77,101円未満	3,000 (3,000)	0	2,300 (2,300)	0
4B	市民税・所得割額 97,000円未満	9,700 (9,600)	0	7,300 (7,200)	0
5	市民税・所得割額 169,000円未満	17,000 (16,800)	0	12,800 (12,600)	0
6	市民税・所得割額 301,000円未満	23,000 (22,600)	0	17,300 (17,000)	0
7	市民税・所得割額 397,000円未満	28,900 (28,400)	0	21,700 (21,300)	0
8	市民税・所得割額 397,000円以上	39,000 (38,400)	0	29,300 (28,800)	0

【注意】

- ① 保育料は、保育標準時間を記載しています。下段の（ ）は保育短時間を記載しています。
- ② 上記所得階層区分は、4月分から8月分までは前年度の市民税による区分、9月分から翌年3月分までは当年度の市民税による区分となります。
- ③ 市区町村民税の所得割は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。
- ④ 一般世帯で同一生計のお子さんが2人以上いる場合は、年齢の高い児童の順に2人目以降は無償となります。
- ⑤ 保育料算定時に、必要書類の提出が無い場合は、第8階層とみなします。この場合、第2子以降であっても無償とはなりません。
- ⑥ 上記表の歳児の区分はクラス年齢です。歳児の区分はその年齢の誕生日を迎えた日以降の4月1日に変更となります。（例：8月で3歳となる児童が「3歳児」の区分に変わるのは3歳の誕生日以降の4月からです。）
- ⑦ 認定保育時間を超えて保育を利用する場合は、延長保育料が別途必要になります。ただし、第1階層、第2階層世帯の児童は無料となります。
- ⑧ 税の還付、修正申告等により年の途中で税額更正があった場合や保護者の結婚・離婚など家庭状況に異動があった場合は、保育料が変更することがありますので速やかに届け出てください。
- ⑨ 保育料の算定時に保護者である父母がいずれも市民税非課税で、かつ、生計が同一である世帯の扶養義務者（祖父母等）のいずれかが300万円以上の収入がある場合は、扶養義務者のうち収入の多い者の市民税の所得割額で保育料を決定します。
- ⑩ 月途中での入退所については、その月の保育料は日割り計算します。その月の保育料＝月額保育料×在籍日数（休園日除く、25日を超える場合は25日）÷25日（10円未満切り捨て） *土曜日閉所園は25日ではなく20日

【利用者負担額（保育料）について】

（２）延長保育料

定められた保育時間を超えて施設を利用する場合は、通常の保育料のほかに別途延長保育料がかかります。保育標準時間認定の場合は午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分、保育短時間認定の場合は午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分を超えて利用した場合に延長保育となります。なお、料金は 1 時間 200 円となります。

	7:00	9:00	14:00	17:00	18:00	19:00
教育標準時間（１号）	一時預かり（延長保育） （有料）		基本教育時間 （約 5 時間/日）	一時預かり（延長保育）（有料）		
保育標準時間（2 号・3 号）	基本保育時間（最長 1 1 時間/日）					延長保育（有料）
保育短時間（2 号・3 号）	延長保育（有料）		基本保育時間（最長 8 時間/日）	延長保育（有料）		

※ 1 号認定の基本保育時間・延長保育料（一時預かり料）は、施設によって異なります。

※ 延長保育は保育施設によって異なります（施設の開所時間は P.37～P.42 を参照してください）。開所時間内のお迎えを必ず守ってください。

※ 延長保育料については、第 1 階層、第 2 階層の児童は無料となります（市外の施設に入所している児童、公立こども園以外の施設の 1 号認定は有料）。

※ 市外の施設に入所している場合は、施設の設定する料金を支払ってください。